

覚 書

盛岡市（以下「甲」という。）と松園一丁目町内会、松園二丁目町内会、松園三丁目町内会、西松園町内会、松園中央町内会、東松園一丁目町内会、東松園二・三丁目町内会、東松園四丁目町内会、小鳥沢町内会、小鳥沢一・二丁目町内会、四十四田自治会、東黒石野町内会、東黒石野ニュータウン自治会及び北松園町内会（以下これらを「乙」という。）とは、盛岡市クリーンセンター（以下「グリーンセンター」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（公害防止協定）

第1 甲及び乙は、クリーンセンターに係る公害防止協定を締結するものとする。

（公共施設の整備等）

第2 甲は、公共施設の整備等に関し、別表に掲げる事項について、必要な施策を講じるものとする。

（余熱利用施設）

第3 甲は、クリーンセンター関連の余熱利用施設について、別添の余熱利用施設計画（案）に基づき、建設を推進するものとする。

（施設の存続）

第4 クリーンセンターの更新時期については、現時点では特に定めないこととし、更新施設の立地場所については、クリーンセンターの所在地にこだわらず、将来の住民の判断に委ねることとして、基本計画策定の段階から、次に定める事項を遵守して関係住民との協議を行うものとする。

(1) 甲は、施設の更新に当たり、盛岡市廃棄物対策審議会に諮問するに際しては、乙の代表者等から意見を聴くための措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 甲は、ごみの減量及び資源化に関する施策について乙の意見を聴くため、盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議への参画等必要な措置を講じるものとする。

(3) 甲は、施設の更新に当たり、計画を立案する際には、分散型立地を原則とし、複数の立地を行うよう努めるものとする。

(4) 甲は、施設を更新しようとするときは、住民投票やアンケートなどにより、乙の地域住民の意向を調査した上で、乙と協議するものとする。この場合において、調査方法等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

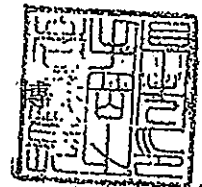
(協議)

第5 この覚書について疑義が生じたとき又はこの覚書の内容により難しい事柄が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書15通を作成し、甲及び乙記名押印の上それぞれその1通を保有する。

平成9年12月 4日

甲 盛岡市
代表者 盛岡市長 桑島



乙 松園一丁目町内会
代表者 会長

松園二丁目町内会
代表者 会長

松園三丁目町内会
代表者 会長

西松園町内会

代表者 会長

松園中央町内会

代表者 会長

東松園一丁目町内会

代表者 会長

東松園二・三丁目町内会

代表者 会長

東松園四丁目町内会

代表者 会長

小鳥沢町内会

代表者 会長

小鳥沢一・二丁目町内会

代表者 会長

四十四田自治会

代表者 会長

東黒石野町内会

代表者 会長

東黒石野ニュータウン自治会

代表者 会長

北松園町内会

代表者 会長

覚 書

盛岡市（以下「甲」という。）と松ノ木平町内会、庄ヶ畑町内会、桜台自治会、上米内親交会、白石町内会、犬志田部落会及び中津川地区振興会（以下これらを「乙」という。）は、盛岡市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（公害防止協定）

第1 甲及び乙は、クリーンセンターに係る公害防止協定を締結するものとする。

（公共施設の整備等）

第2 甲は、公共施設の整備等に関し、別表に掲げる事項について、必要な施策を講じるものとする。

（余熱利用施設）

第3 甲は、クリーンセンター関連の余熱利用施設について、別添の余熱利用施設計画（案）に基づき、建設を推進するものとする。

（施設の存続）

第4 クリーンセンターの更新時期については、現時点では特に定めないこととし、更新施設の立地場所については、クリーンセンターの所在地にこだわらず、将来の住民の判断に委ねることとして、基本計画策定の段階から、次に定める事項を遵守して関係住民との協議を行うものとする。

(1) 甲は、施設の更新に当たり、盛岡市廃棄物対策審議会に諮問するに際しては、乙の代表者等から意見を聴くための措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 甲は、ごみの減量及び資源化に関する施策について乙の意見を聴くため、盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議への参画等必要な措置

を講じるものとする。

(3) 甲は、施設の更新に当たり、計画を立案する際には、分散型立地を原則とし、複数の立地を行うよう努めるものとする。

(4) 甲は、施設を更新しようとするときは、住民投票やアンケートなどにより、乙の地域住民の意向を調査した上で、乙と協議するものとする。この場合において、調査方法等については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

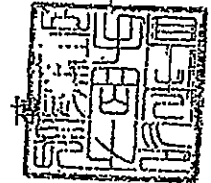
(協議)

第5 この覚書について疑義が生じたとき又はこの覚書の内容により難しい事情が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書8通を作成し、甲及び乙記名押印の上それぞれその1通を保有する。

平成9年12月 4日

甲 盛岡市
代表者 盛岡市長 桑島



乙 松ノ木平町内会
代表者 会長

庄ヶ畑町内会
代表者 会長

桜台自治会
代表者 会長

上米内親交会

代表者 会長

白石町内会

代表者 会長

大志田部落会

代表者 会長

中津川地区振興会

代表者 会長

立会人 米内地区振興協議会

代表者 会長

立会人 上米内地域環境整備協議会

代表者 会長